

審議会の進め方について

1 審議会開催の理由

令和3年度から令和4年度にかけて水道事業ビジョン中間見直しに関する上下水道事業運営審議会が行われ、審議会より答申を受けました。答申では中間見直しをしたビジョンがおおむね適切な計画である旨の答申が提出された一方、審議会からは「計画期間内に収益的収支が赤字になる試算が提示され、事業運営を継続するための適切な財源確保のため、電力費高騰等の状況を踏まえ、早急に水道料金水準の検討をしていただきたい。」との答申内容もありました。以上のことから、令和6年1月から水道料金の水準について、審議会において検討を開始するものです。

2 審議会の目的

上下水道事業の健全な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鴻巣市上下水道事業運営審議会を置きます。

この審議会は、鴻巣市上下水道事業運営審議会条例（昭和63年条例第15号）第2条に基づき、「水道料金の改定に関すること」について調査及び審議を行います。任期は、諮問にかかる審議が終了するまでとします。

3 日程

以下の審議スケジュールを踏まえ、全5回を開催します。

日程	議題（予定）
第1回 1月11日(木) 14時～	委員委嘱、紹介、正副会長選出、市長諮問 ・ 審議会の進め方について ・ 鴻巣市水道事業の概要について
第2回 2月13日(火) 14時～	・ 鴻巣市の現状と課題 (施設の健全度、事業計画と財政の見通し、収支均衡に向けた検討)
第3回 7月予定	・ 現状分析・料金体系の検討
第4回 8月予定	・ 現状分析・料金体系の検討
第5回 10月予定	・ 答申案の取りまとめ
答申 11月予定	・ 市長への答申（会長・副会長）

4 場所

原則、鴻巣市役所の会議室とします。

5 会議の公開

原則、会議は公開し、傍聴を認めます。

また、審議会の配布資料及び議事録は、会議終了後に市のホームページに掲載及び市政情報コーナーに設置します。

6 委員の出席

各委員への審議会開催通知は、開催日が確定後、速やかに行います。

また、代理出席はできません。(欠席の場合は事前に連絡をしてください)

7 会議資料の事前配布

会議資料は、あらかじめ委員へ提供します。

8 審議の進め方

【説明】

事務局が議題について説明をします。各審議会の議題(予定)は、「3 日程」の審議スケジュール表を参照してください。

【質疑】

議題に関する事務局からの説明を踏まえ、事務局と委員間で内容確認などの質疑応答を行います。

【委員間協議】

議題に対し、委員間で意見を述べ合い、審議を重ね、必要に応じて事務局または委員からの案を追加・修正します。

会長は、会議毎に審議会の方向性を確認します。